静岡大学 研究データマネジメントポリシー

令和5年10月18日教育研究評議会決定

(目的)

1. 静岡大学(以下「本学」という。)は「自由啓発・未来創成」を理念として、なにごとにもとらわれない自由な発想に基づく独創的な研究、相互啓発的な社会との協働の下、地域の課題、さらには地球規模の諸問題に果敢にチャレンジし人類の平和と幸福を追求し、希望に満ちた未来を作り出すことを掲げている。

この理念のもと、本学における研究によって生み出された研究データを適切に管理・保存するとともに可能な限り公開し、自由な学術データの利用とそれによる相互啓発による課題解決を目指すとともに、本学の学術活動を守り、将来にわたって本学が人類の未来と地域社会の発展に貢献していくため、その指針として静岡大学研究データマネジメントポリシーを定める。

(研究データの定義)

2. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成されたデータのことをいい、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究者の定義)

3. 本ポリシーにおける「研究者」とは、本学の教職員、学生、受入研究員など、本学における研究に携わる全ての者のことをいう。

(原則)

4. 本学は、原則として研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と義務を有していること、管理を行う権利と義務は不可分であることを認める。

(管理及び保存)

5. 研究者は研究データの価値を守るため、関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他 これに準ずるものに抵触しない範囲で、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、適切に管理 及び保存する。

(利活用及び公開)

6. 研究者は研究データの価値を向上させるため、研究分野の特質を考慮し、関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他これに準ずるものに抵触しない範囲で、研究データの利活用を推進し、可能な場合は研究データを公開する。

(社会的責任)

7. 研究者は、関係諸法令及び本学規程、各種契約、その他これに準ずるものの定めに従い研究データの提供等を求められた際、誠実に対応する責任を有する。

(その他)

8. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。